

定額減税に関する概要欄の記入方法

定額減税の実施

令和6年度分所得税について、定額による所得税の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されています。

年末調整の際には年末調整時点の定額減税の額（以下「年調減税額」といいます。）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

◎年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。）から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超える人と見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

※年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。

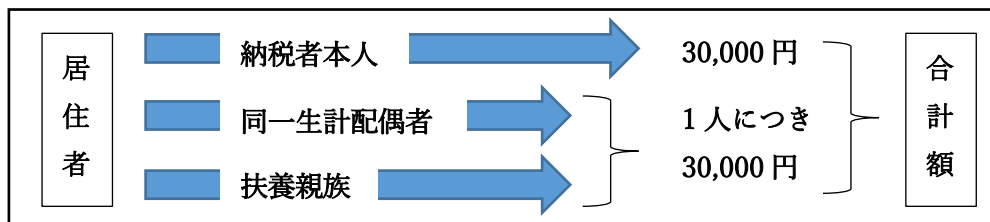
◎年調減税額の計算

年調減税額は、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等（異動）申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも居住者に限ります。）の人数を確認することになります。

なお、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

【年調減税額】

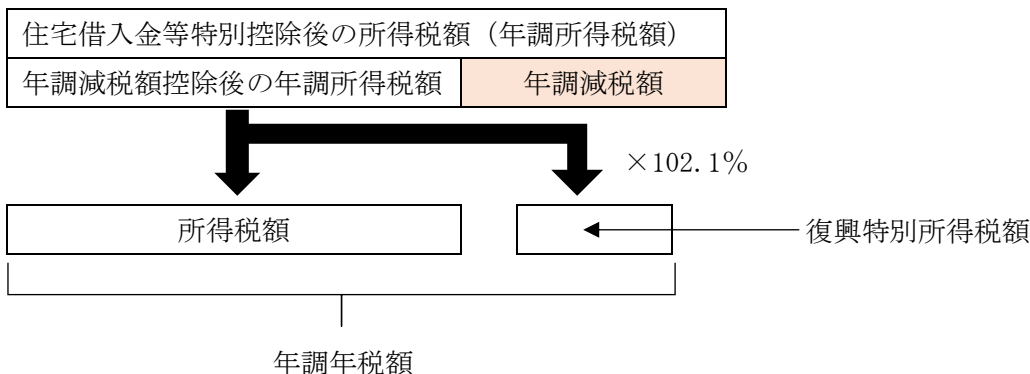


◎年調減税額の控除

年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額の控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調減税額を計算します。

【年調減税額の控除】



裏面もご覧ください

記入方法

◎年末調整をした給与等の場合

令和6年度分所得税の定額減税に関する事項を次のように摘要欄に記載してください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は、同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

※摘要欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

◎年末調整をしない給与等の場合

令和6年度分所得税の定額減税に関する事項の摘要欄への記載は不要です。

※令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の清算を行います。

関連情報：年末調整がよくわかるページ（国税庁ホームページ）

URL：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

【お問い合わせ先】
能代市 総務部 税務課 市民国保税係
〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号
TEL：0185-89-2126
FAX：0185-89-1764